

●○○ 第207回あすか倶楽部 定例会 ●○○

テーマ：仮想通貨のしくみと制度

講師：山本国際コンサルタンツ 代表 山本 正行 氏

消費者決済研究所 代表 長谷川 恭男 氏

日時：2018年11月17日（土）14：00 ～ 17：00

場所：トヨタ自動車池袋ビル 6階604会議室

今回のテーマである仮想通貨についてのお話しは二部構成の形をとり、前半は長谷川恭男氏、後半は山本正行氏から伺いました。

前半の長谷川氏からは、法律的な側面からお話しを伺いました。

仮想通貨は貨幣や通貨の法律ではなく、改正資金決済法により規定されている。

2017年4月施行の改正資金決済法（以下、同法）による、仮想通貨の定義は3点。

- ①不特定多数の者に対して代金の支払い等に使用でき、法定通貨と相互交換ができる
- ②電子的に記録され、移転できる
- ③法定通貨または法定通貨建ての資産（プリペイドカード等）ではない

さらに同法によれば、仮想通貨の売買を行う取引所は仮想通貨交換業者としている。

具体的には、仮想通貨の売買または交換、これらの行為の媒介、取次または代理、以上の行為に関して利用者の金銭または仮想通貨の管理を生業として行う。

同法のポイントとして、仮想通貨交換業者は登録制とし、一定の条件（株式会社であること、資本要件があること）を課している。

加えて、利用者財産の分別管理、口座開設時の本人確認等、一定の業務規制を設けており、登録制とは言いながら報告書の提出、立入検査の実施等、実際には免許制に近い審査を行っている。取引所での盗難事件、マネーロンダリング、不正送金等の事件により、安全性の信頼が損なわれた過去を教訓としている。

同法による仮想通貨では、支払手段のひとつではあるが国が発行する法定通貨ではなく、ネット上で利用する通貨としている。なお、税法上では資産とされ、仮想通貨を利用して得た利益は課税対象であり、雑所得として確定申告の対象であるが、実態は不明。

仮想通貨の仕組みとしての特徴は、政府や中央銀行のように通貨をコントロールする管理主体がないことである。基本的にはプログラムによって管理されており、参加者がすべての取引を確認し、処理を行う仕組みとなっている。そのために、高度な暗号技術が用いられている。さらに仮想通貨を支える技術としてブロックチェーンを忘れてはならない。

これは、一定時間の取引の束（ブロック）を時系列でチェーンのようにつなげて記録していく仕組み

みのことである。このブロックを参加者が承認し合うことにより、データの改ざんによる偽造や二重使用ができない仕組みとなっている。

仮想通貨を利用する際の注意点としては、価格が変動する為に損をする可能性があること、法定通貨ではないので国がその価値を保証することはない等があげられる。

仮想通貨を買わせる詐欺としてICO（新規仮想通貨公開）が問題視されている。

これは、事業者が独自のコインを発行して資金調達を行う仕組みのことである。投資家は仮想通貨を事業者に支払い、事業者から独自のコインを入手する。事業者にとっては、短時間で莫大な金額を集めることができるが、投資家は事業者の破たんによりコインの価値がゼロになる可能性がある。IPO（新規株式公開）を代替する新たな資金調達手段になり得るとみられているが、投資家を保護する仕組みは未整備である。

また、仮想通貨に疎い高齢者等を相手に、仮想通貨を模したメダルを仮想通貨と称して高額で販売している事例もある。

仮想通貨を使った最近の潮流として、国際送金時にかかる時間と手数料を削減する仕組みが注目されている。これは、中央管理者をおかずに銀行間の直接決済を実現するもので、自国の通貨で送金するだけで、相手先の通貨に変換される。この仕組みはブロックチェーンの技術が使われている。

また、価格変動をおさえた安定的な仮想通貨としてステーブルコインにも注目が集まっているが、日本での取扱企業はまだなく、金融庁の見解でも仮想通貨とされておらず、本格的な商用化にはまだ時間がかかる。

二部構成の後半では、山本氏が既に開設している仮想通貨のアカウント（口座）にログインして、実際に仮想通貨を購入することを体験した。

仮想通貨の購入は、株取引に似た画面上で仮想通貨の購入数を入力して瞬時に完了となる。仮想通貨を始めるには、手数料の負担が少ない（無料もある）オンラインバンキングがお勧め。スマートフォンで開設すればPCに比較して機動性が高まる。こうした実体験を通して質疑応答を行いながら、後半を終了した。

なお、現状では国内で仮想通貨を取り締まる法律はなく、アメリカからは全世界を規制対象にしようという考察があるそうだ。仮想通貨取引を行うアプリは法律にからまないことから、アプリに対する規制は必要であるとのこと。

【所感】

講義の中では「日本語による仮想通貨という表記を問題視する声があり、ヴァーチャル（仮想）ではなく、クリプト（暗号）通貨と呼ぶべき」というお話を伺いました。

この講義を聞いた後日、金融庁から仮想通貨の呼称を「暗号資産」としたという報道がありました。

今回の講義では、こうした最先端のお話を伺うこともでき、有意義な時間でしたが、法律的な事柄を理解するのは難しいという声もありました。